

# PARKING IN TOKYO

## ■ 「東京都帰宅困難者対策条例」が平成25年4月1日施行されます。

一般社団法人東京駐車協会

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災ではJR東日本はじめ私鉄各線の運行停止により、多くの「帰宅困難者」が発生し、都内各所のターミナル駅周辺や郊外へ向かう主要道路は大変混雑いたしました。

当日は、たまたま当協会主催の春季駐車場研修会として、羽田空港新国際線旅客ターミナル他見学会を実施しておりました。携帯電話もなかなか繋がらないなど家族や会社の安否を気にしつつ、以後の見学は中止とし、都心に引き返すこととなり、貸切バスで一路東京駅に向かったものの、行く先々の道路はいずれも大渋滞で、結局東京駅八重洲口の鍛冶橋駐車場に着いたのは午後10時を過ぎた頃でした。

寒風の中、大型バスという暖かい移動手段が確保されていたことは何にもまして幸いでした。(当日の状況、沿道の様子など臨場感溢れる帰路の様子は、PARKING 194号44ページ以下、埼玉駐車協会逸見事務局長様の参加レポートに詳しく描写されております。なお、逸見事務局長様ほか埼玉駐車協会の参加者が浦和駅に到着されたのは翌朝5時30分で、あたりはすっかり明るくなっていましたそうです。・・・同レポート本文より。)

このように首都直下地震等大規模災害が発生し、鉄道等の公共交通機関が運行停止し、当分の間、復旧の見通しが立たない中、多くの都心勤務者が一斉に帰宅を開始しようとするれば、火災発生や建物・橋梁の倒壊等により歩行者が予期せぬ危険にさらされるだけでなく、災害発生後に何より優先して行わなければならない、消火・救急など緊急車両の通行はじめ救助・救済活動等に重大な支障を及ぼす可能性があります。

こうしたことから東京都では、「自助」、「共助」、「公助」の考え方にに基づき、「帰宅困難者」対策を総合的に推進する「東京都帰宅困難者対策条例」(東京都条例第17号)を平成24年3月30日に制定し、平成25年4月1日より施行されます。会員各位におかれましては、条例内容の確認と従業員の方々を含め事業所内での周知徹底方を願います。

本条例では「一斉帰宅の抑制」を進めるために、「むやみに移動を開始しない」など都民、勤

務者の取り組み責務を定めたほか、「従業員を事業所内に留ませる」、「従業員向けに必要な3日分の飲料水、食料などの備蓄に務める」など事業者の責務が定められました。

事業者の責務としては、①鉄道事業者等の公共交通事業者や②百貨店、展示場、遊技場などの集客施設の設置者・管理者には、施設内での待機、案内、誘導など利用者の保護措置を講じるよう義務付けられています。(第8条1・2項)

駐車場事業者として、果たすべき責務は特に条例には明示されてはおりませんがこれら二つの施設事業者以外の事業者として、これに準じて利用者の保護措置を講じることが求められています。(同条3項)

以下に東京都防災ホームページから条例の概要を抜粋いたします。なお、本条例の全文ほか東京都帰宅困難者対策の詳細等につきましては、「東京都防災ホームページ」(以下のアドレス)をご参照願います。

<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/>

※お問合せ先：東京都総合防災部 電話 03-5388-2485

以 上

東京都は帰宅困難者対策を総合的に推進するための条例を制定しました。

## 東京都帰宅困難者対策条例の概要

都民の皆さん、大規模災害発生時に、むやみに移動を開始しないでください

事業者の方は、従業員向けの3日分の水、食料等の備蓄をするようにしてください

条例は、平成25年4月から施行します。

### 一斉帰宅の抑制の推進

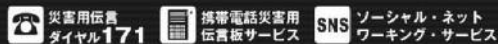
#### 都民の取組

##### ■「むやみに移動を開始しない」一斉帰宅の抑制

- 災害時には、むやみに移動を開始せず、安全を確認した上で、職場や外出先等に待機してください。

##### ■家族との連絡手段を複数確保するなどの事前準備

- 安心して職場に留まれるよう、あらかじめ家族と話し合って連絡手段を複数確保するようにしてください。
- 安全確保後の徒歩帰宅に備え、あらかじめ経路を確認するとともに、歩きやすい靴などを職場に準備しておいてください。



#### 事業者の取組

##### ■従業員の一斉帰宅の抑制

- 施設の安全を確認した上で、従業員を事業所内に留まらせてください。
- 必要な3日分の水や食料などの備蓄に努めてください。

##### ■従業員との連絡手段の確保など事前準備

- 事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段を確保するとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を複数確保することなどを周知してください。

##### ■駅などにおける利用者の保護

- 鉄道事業者や集客施設の管理者等は、駅や集客施設での待機や安全な場所への誘導等、利用者の保護に努めてください。

##### ■生徒・児童等の安全確保

- 災害時には、学校等の管理者等は、児童、生徒等を施設内に待機させるなど、安全確保を図ってください。

従業員向けの備蓄の例（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会※中間報告より抜粋）

①3日分の備蓄の量の目安

水：1人当たり1日3リットル、計9リットル 主食：1人当たり1日3食、計9食  
毛布：1人当たり1枚

②備蓄品の例 水：ペットボトル入り飲料水 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン 等

※首都直下地震帰宅困難者等対策協議会・・・東京都及び内閣府が、国の関係省庁、首都圏の地方公共団体、民間企業等を構成員として、帰宅困難者対策について、情報を共有するとともに、横断的な課題や取組について検討を行うために設置した。

## 安否確認と情報提供のための体制整備

通信事業者など、関係機関が連携して、帰宅困難者への情報提供体制の充実や家族等との安否確認手段の周知、利用啓発を進めていきます。

- 関係機関と連携して、安否確認の周知や災害関連情報提供のための体制整備を行っていきます。
- 災害時には都民や事業者に対し、災害の状況や一時滞在施設の開設状況など、必要な情報を提供していきます。

## 一時滞在施設の確保

買い物客や行楽客などの行き場のない帰宅困難者は、行政のみならず、民間事業者の協力をいただき、一時滞在施設で受け入れます。

- 都立施設や都関連施設を一時滞在施設に指定します。
- 一時滞在施設の確保に向け、国や区市町村、民間事業者に対し、協力を求めています。

## 帰宅支援

- 徒歩で帰宅する人を支援するため、水やトイレなどを提供する災害時帰宅支援ステーションを確保していきます。
- バスや船などの代替輸送手段を確保していきます。

### ◆実施計画の策定

- 条例で規定した内容を実施するための具体的運用方法や行政の必要な支援策等について、実施計画としてとりまとめます。